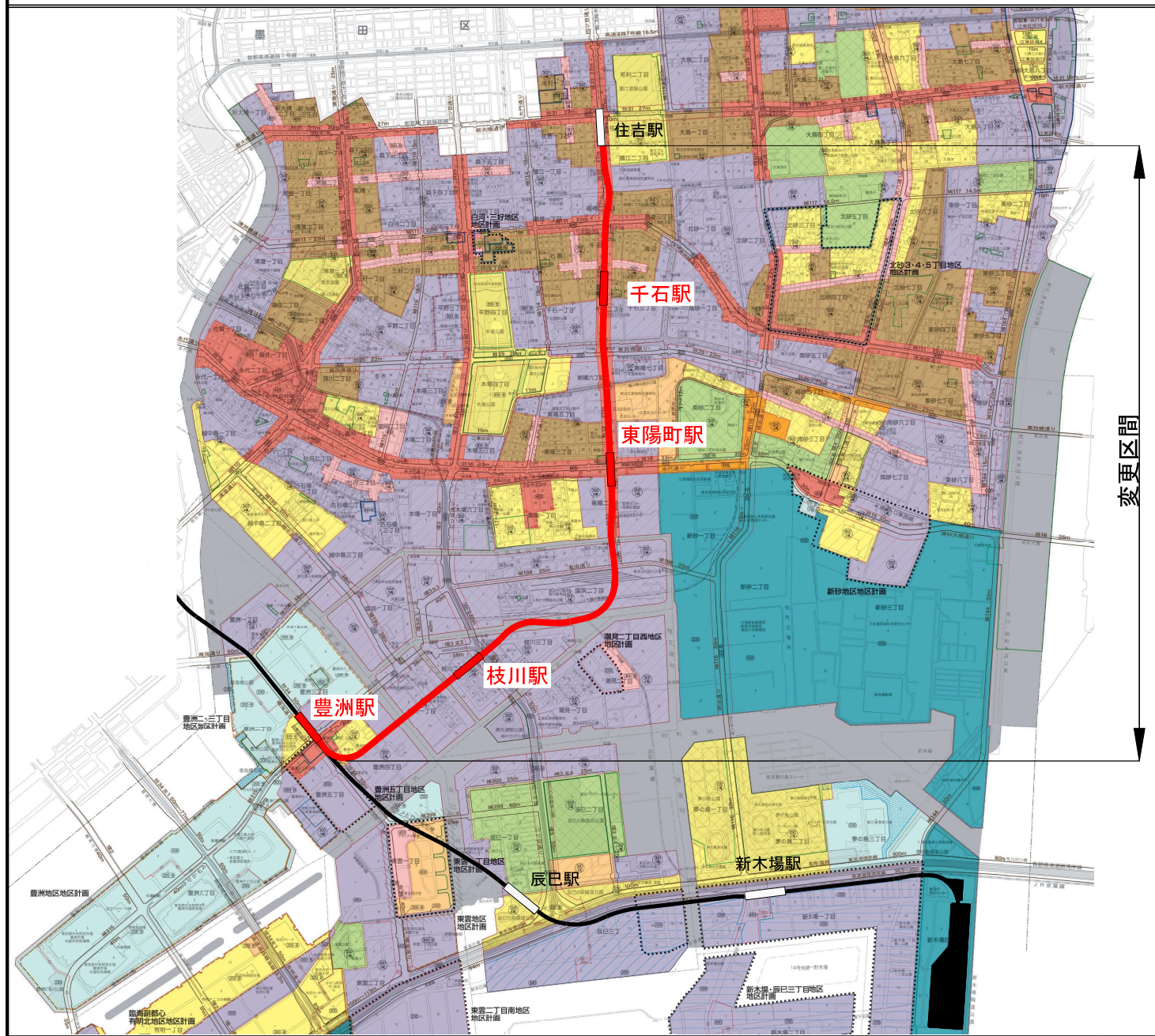


東京都市計画都市高速鉄道第8号線本線
東京都市計画都市高速鉄道第8号線分岐線 総括図

〔東京都決定〕

縮尺 1/25,000



表示	用途地域名等	建ぺイ率 (%)
	第1種中高層住居専用地域	60
	第1種住居地域	60
	第1種住居地域 (第3種特別工業地区)	60
	第2種住居地域	60
	準住居地域	60
	近隣商業地域	80
	商業地域	80
	準工業地域	60
	準工業地域 (第2種特別工業地区)	60
	工業地域	60
	工業専用地域	60
	市街化調整区域	40

- 用途地域等境界線のとり方
- 用途地域等境界線は、原則として、道路、鉄道、河川等の中心線(○)とっています。
- 幹線道路(区内12路線)に指定している路線式商業地域(一部路線式近隣商業地域)及び、路線式防火地域の指定は、都市計画道路の境界から30mです。
なお、一部地域については、30mを超える道路、河川の中心線で指定している箇所もあります。
- 上記以外の路線式近隣商業地域の指定は、道路(都市計画道路がある場合は、その計画線)の境界から原則として20mです。

(名称)	(幅員)	
補199	36m	都市計画道路
		都市計画公園・緑地・広場
		高度利用地区
		最低限高度地区(7m)
		地区計画区域(再開発等促進区)
		土地区画整理事業区域
		地区計画区域(再開発等促進区) 土地区画整理事業区域
		地区計画区域
		高層住居誘導地区
		新たな防火規制区域 (東京都建築安全条例第7条の3)

凡 例	
	既定都市計画区域
	変更区間